

第34回草津市農業委員会総会 議 録

令和8年4月10日

第34回農業委員会（総会）

令和8年4月10日
午後1時30分から
市役所 行政委員会室

- | | | | | |
|---|---|--|---|----|
| 第 | 1 | 会議録署名委員の指名 | | |
| 第 | 2 | 報告第7号 | | |
| | | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告） | … | 2件 |
| 第 | 3 | 報告第8号 | | |
| | | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告） | … | 1件 |
| 第 | 4 | 報告第9号 | | |
| | | 農地法第18条第6項の規定による賃借権の解約通知について（報告） | … | 3件 |
| 第 | 5 | 議 第7号 | | |
| | | 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 | … | 3件 |
| 第 | 6 | 議 第8号 | | |
| | | 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 | … | 1件 |
| 第 | 7 | 議 第9号 | | |
| | | 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 | … | 8件 |

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	3 番	杉江 善博
4 番	角井 廣司	5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫
7 番	今井 修	8 番	田中 実	10 番	田中 廣之
11 番	中島 健一	12 番	木下 弥生	13 番	奥村 次一
14 番	堀 裕子				

・会議に欠席した委員

9 番 田中 治嗣

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦	4 番	山本 光作
5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一	7 番	平井 重己
8 番	山元 憲司	9 番	片岡 正春	10 番	一浦 秀樹

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	柳原 崇志	主任	寺田 新一
------	-------	----	-------	----	-------

環境経済部

副部長 小川 晃

事務局長 では、少し定刻を過ぎましたが、只今から第34回草津市農業委員会総会を開催します。

感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

その他、会議途中に、体調がすぐれず発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いします。

本日、9番 田中治嗣委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中13名で、定足数に達し総会が成立しておりますことを報告します。

また、本日は傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報の関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長 では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長 ありがとうございました。

それでは、今井会長よろしく願いいたします。

会長 ただいまから、第34回草津市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、予め、一部を除き、お手元に配布いたしました通りです。

では、これより日程に基づき、議事を進めます。

議事にかかる図面については、いつものようにタブレット端末で確認いただきますよう、お願いします。

会長 それでは、これより日程に入ります。

日程第1会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号3番 杉江善博委員、議席番号8番 田中実委員、以上の兩人を指名いたします。

会長 次に、日程第2報告第7号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局 報告第7号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です

今月の届出は、2件です。議案書は、2ページです。

番号1番は、京都市に住所を有する届出人が、露天駐車場を目的として、所有する東草津三丁目地先の登記地目田、現況雑種地1筆165㎡を転用されようとするものです。

届出地は、昭和40年頃に届出人の父親が造成を行い、すでに自宅用の駐車場として利用されており、届出人が相続されるに際し、登記調査をされたところ、転用届を提出されていないことが判明したため、顛末書を添付のうえ、届出をなされたものであります。

顛末案件であるため、新たな造成工事はありません。雨水排水は、自然浸透で対応されます。

隣接地は、宅地であり、隣地承諾が必要な農地はありません。

番号2番は、渋谷二丁目に住所を有する届出人が、露天駐車場として、所有する西渋谷一丁目地先の田3筆計743㎡を転用されようとするものです。

届出地は、住宅街が形成されている地区の農地であり、駐車場としての需要が見込まれると判断され、今回届出されたものです。

届出地は、乗り入れ口となる南側の道路高に合わせるよう、25cm程度の盛土を行われ、隣地との境界については、既設のコンクリートブロックを利用されます。

雨水排水は、南側に雨水桝を設け、南側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はありません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は3月18日、番号2番は3月6日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第7号を終わります。

会長 次に、日程第3報告第8号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局 報告第8号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

 この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

 今月の届出は、1件です。議案書は、3ページです。

 番号1番は、南笠東三丁目に事務所を有し、建築業を営む法人こと譲受人が、露天資材置場として、譲渡人が所有する新浜町地先の登記地目田、現況雑種地1筆368㎡、登記地目田、現況畑3筆832.98㎡、計1,200.98㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

 届出地は、届出人の父親が一部を造成され、すでに資材置場として利用されており、今般、売買のため調査をされたところ、転用届を提出していないことが判明したため、顛末書を添付のうえ届出がなされました。

 盛土等はなく、整地をされる程度です。

 雨水排水は、敷地勾配をつけ、既設のU字溝を通じて南側水路へ放流されます。

 隣接地は、雑種地・河川および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

 なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は3月13日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

 発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

6番
中瀬 案件の申請面積がかなり広いのですが、顛末案件ということで、どのような経緯だったのか教えていただけますでしょうか。また、いつから使われていたのかお分かりでしょうか。

事務局 父親の代からとは聞いていますが、いつから使われていたのかは分からない

いです。売買をするにあたり調査をされ、転用の届出が出されていないのが分かったということです。

6 番
中瀬 現況は露天資材置場ではないということですか？

事務局 一部が顛末案件であるということです。

事務局長 届出と許可との違いなのですが、届出というのは市街化区域の中のものでありまして、農地法でいいますと形式審査ということで、書類が整っておれば基本的に顛末案件であったとしても、受理をせざるを得ないということで、書類が揃った段階で受理をします。そのため局長専決となっています。委員さんがご心配されているように、周囲の農地に影響を及ぼすと認められる場合については、我々は指導をしていくということです。

会長 その他ご発言ございませんでしょうか。

 (質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第 8 号を終わります。

会長 次に、日程第 4 報告第 9 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について」番号 1 番から 3 番までの案件を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局 報告第 9 号農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。

 この通知は、農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の解約にかかるものであり、農地の賃貸借権の設定を解除する場合に、農業委員会に通知をしていただくものです。

 今月の通知は、3 件です。議案書は 4 ページです。

 番号 1 番は、集町に住所を有する賃借人は、賃貸人が所有する集町地先の田 1 筆 1,271 m²に対して、農地法第 3 条に基づく、農地の賃貸借権の設定をされておりましたが、今回合意解約がなされました。

番号2番から番号3番の賃貸借の解除通知は、いずれも、農地中間管理事業を介する農地の転貸にあたりますことから、同事業を担う、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金を介した賃貸人と賃借人の間における対の解除通知となっています。

番号2番から3番は、関連する案件ですので、一括にて説明させていただきます。

下笠町に住所を有する番号2番の賃借人は、番号3番の賃貸人が所有する下笠町地先の田1筆計1,642㎡に対して、農地中間管理事業を担う滋賀県農林漁業担い手育成基金を介して、農用地利用集積等促進計画により、これまで賃貸借権の設定をされておりましたが、今回合意解約がなされたものです。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第9号を終わります。

会長 次に、日程第5議第7号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を求めます。

事務局 議第7号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。
この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。
今月の申請は、3件です。議案書は、5ページです。

番号1番は、笠山一丁目に住所を有する譲受人が、大津市大江四丁目に住所を有する譲渡人が自己の所有する、南笠町地先の田2筆計379㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、自宅で家庭菜園をされており、町内で農地を探していたところ、規模縮小しようとする譲渡人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。
栽培作目は、季節野菜を栽培される予定です。

番号2番は、北山田町に住所を有する譲受人が、北山田町に住所を有する譲渡人が所有する、北山田町地先の畑1筆1,661㎡を売買にて取得されよ

うとするものです。

譲受人は、農地を探していたところ、規模縮小しようとする譲渡人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

栽培作目は、ねぎを栽培される予定です。

番号3番は、川原三丁目に住所を有する譲受人が、同じく川原三丁目に住所を有する譲渡人が自己の所有する、川原町地先の田1筆計257㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、規模拡大のため農地を探していたところ、隣接地の農地である、規模縮小しようとする譲渡人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

栽培作目は、水稻を栽培される予定です。

今回の各申請における、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率化要件については、2番、3番は現在所有する農地についても耕作されており、取得後においても全ての農地を効率的に利用して耕作されるものと判断します。

番号1番は、営農計画書等で確認しております。

第2号の法人要件については、番号2番のみ該当します。この法人要件については、法人形態要件、事業要件、構成員・議決権要件、役員要件の各要件を満たしております

第4号の農作業常時従事要件については、各案件とも、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、各案件とも、生産組合長より同意をいただいております。

以上のことから、1番～3番までの各案件につきましては、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

また、各許可申請につきまして、添付書類等を確認いたしましたところ、不備等はないものと考えますので、

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号3番 杉江善博委員、お願いします。

3番

中野推進委員さんと現地確認をさせていただきました。少し草が生えてい

杉江 るなという場所でしたけれども、事務局から説明がありましたように家庭菜園等で活用していただけるということですので問題ないと思います。周囲への影響ありません。よろしくお願いいたします。

会長 番号２番の案件につきましては、議席番号５番 中島春樹委員お願いします。

５番
中島 譲渡人の方が高齢のため耕作が難しいということで、ネギを栽培しておられる譲受人の方と話がまとまり申請をされました。周囲への影響ありませんので署名いたしました。

会長 番号３番の案件につきましては、議席番号７番 私、今井修が説明いたします。

７番
今井 ３月１９日、平井推進委員さんと現地確認いたしました。現在、譲受人は譲渡人の隣地を耕作されています。問題はないという判断をいたしました。

会長 これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますようお願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。
ただいま議題となっております議第７号「農地法第３条第１項の規による申請に対し、許可をすることについて」番号１番から３番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第７号「農地法第３条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号１番から３番までの案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第６議第８号「農地法第４条第１項の規定による申請に対し、

許可をすることについて」番号1番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を求めます。

事務局

議第8号農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は、1件です。議案書は、6ページです。

番号1番は、山寺町に住所を有する申請人が、進入路として、申請人が所有する、山寺町地先の登記地目田、現況道路2筆計109㎡を転用されようとするものです。

申請地については、奥地の地権者の希望もあり、平成3年に分筆登記、造成を行い、以降、通路として利用されており、農地法の申請を失念していたことが判明したため、現況と地目を一致させるために、今回顛末書を添付のうえ申請がなされました。

顛末案件であるため、新たな造成工事等はありません。

隣接地は、宅地・道路および申請者の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はありません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上1件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号1番 奥村厚夫委員、お願いします。

1番
奥村

3月8日現地確認をいたしました。露天駐車場の進入路として申請されました。周囲に農地が無いことから問題ないと確認いたしました。

会長

では、これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております議第8号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第8号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第7議第9号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から8番までの案件を議題し、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

議第9号農地法第5条第1項の規定による申請について説明いたします。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、8件です。議案書は、7から10ページです。

番号1番は、山寺町に事務所を有し、製造業を営む法人こと借受人が、社員用の露天駐車場を目的として、貸渡人が所有する、山寺町地先の田2筆計1,402㎡を賃貸借にて借り受け転用されようとするものです。

借受人は、近接地に本社および製造工場があり、隣接地に43台の駐車スペースを確保されておりますが、既に利用率は100%とのことであり、既存の駐車場を利用できない従業員には、公共交通機関での通勤を依頼している状態であることから、今回、新たに47台分の駐車場を整備される計画となっております。

隣地との境界は、U字溝を設置し、隣接地と高低差ができないように最大

で70cm前後の盛土をされます。

雨水排水については、基本浸透式で対応されますが、余剰水は申請地内に設置するU字溝を経由し、西側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、雑種地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号2番は、大路二丁目に事務所を有し、建設業および不動産業を営む法人こと、譲受人が、譲渡人7名が各々所有する、矢橋町地先の田1筆849㎡、畑6筆1,026㎡、計1,875㎡を、貸露天資材置場を目的として、売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、県内を中心に、不動産業、解体業、土砂運搬・販売事業を展開する法人ですが、別途、草津・栗東・守山・大津で建設業を主とする法人より、かねてから資材置場を探している旨の相談があり、今回、浜街道に近く、近隣市へのアクセスが良く、また集落の端に位置しており、資材置場の面積規模や騒音等の環境面でも問題のない当該地を適地と判断し、貸資材置場を目的として、所有者と交渉していたところ、話がまとまったため本申請をなされました。

隣地との境界は、法面処理にて対応され、進入口となる南側道路高に合わせて30cm前後の盛り土を行われます。

雨水排水は、基本的に自然浸透で対応されますが、余剰水は申請地内北側に集水枡を設置し、北側水路を通じて放流されます。

隣接地は、田・畑・市道および水路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、工事見積書、残高証明書および賃貸借契約書の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号3番は、大路一丁目に事務所を有し、建設業および不動産業を営む法人こと、譲受人が、譲渡人4名が各々所有する、矢橋町地先の田2筆387㎡、畑4筆935㎡、計1,322㎡を、貸露天資材置場を目的として、売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、県内を中心に、建設業、不動産業を展開する法人ですが、別途、湖南地域で建設業を主とする法人より、かねてから資材置場を探している旨の相談があり、今回、浜街道に近く、近隣市へのアクセスが良い当該地を適地と判断し、貸資材置場を目的として、所有者と交渉していたところ、話がまとまったため本申請をなされました。

隣地との境界は、法面処理にて対応され、進入口となる南側道路高に合わせて30cm前後の盛り土を行われます。

雨水排水は、基本的に自然浸透で対応されますが、余剰水は申請地内北側に集水枥を設置し、北側水路を通じて放流されます。

隣接地は、田・市道および水路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、工事見積書、残高証明書および賃貸借契約書の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号4番と5番は関連する案件です。

番号4番は、南草津一丁目に住所を有する借受人が、露天資材置場を目的として、貸渡人が所有する、北山田町地先の田1筆386㎡を賃貸借にて借り受け、転用されようとするものです。

借受人は、市内で土木工事業を行っており、現在、北山田町や下笠町での工事が増加しており、資材置場の確保が必要となったことから、浜街道沿いの当該地を適地と判断し、今回、話がまとまったため本申請をなされまし

た。

なお、当該地は道路と接していないため、次に説明いたします番号5番と一体で利用されます。

隣地との境界については、L型擁壁およびU字溝を設置し、道路高に合わせ、最大80cm前後の盛土を行います。

雨水排水は、申請地内に設置するU字溝を経由し、北側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田、および申請者の所有地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地から500m以内に、市立山田小学校、および山田まちづくりセンターがあることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

一般基準については、工事見積書および通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号5番は、北山田町に住所を有する譲受人が、貸露天資材置場を目的として、譲渡人が所有する、北山田町地先の田1筆103㎡を、売買にて取得し、転用されようとするものです。

当該地は先ほど説明しました番号4番の隣接地で、一体で貸露天資材置場として利用されます。

雨水排水は、申請地内に設置する会所枿を経由し、北側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、雑種地および申請者の所有地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地から500m以内に、市立山田小学校、および山田まちづくりセンターがあることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

一般基準については、工事見積書および通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号6番は、新堂町に住所を有する借受人が、一戸建専用住宅の建築を目

的として、貸渡人が所有する駒井沢町地先の田1筆444㎡を使用貸借にて借り受け、転用されようとするものです。

貸渡人と借受人の関係は親子です。

借受人は、現在、実家で両親と同居されていますが、結婚し、子どもを育てる中で、現在の住居では手狭になっており、父の所有地であり、実家からも近い申請地を適地と判断され、本申請をなされました。

隣地との境界には、L型擁壁を設置し、道路高に合わせ、50cm前後の盛土を行います。

雨水排水は、申請地内北側に会所枡を設置し、北側道路側溝に放流する計画となっております。

隣接地は、田、道路および貸渡人の所有地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書および融資証明書の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお、本案件は開発許可と同時許可になります。

番号7番は、野路四丁目に事務所を有し、不動産業を営む法人こと譲受人が、露天資材置場を目的として、譲渡人が所有する駒井沢町地先の田1筆659㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、主に県南部で建設業を行う事業者であり、事業の拡大に伴い、資材置場の確保が必要になり、特に需要の多い草津、大津、守山の間地点であり、県道栗東志那中線からのアクセスもよい、当該申請地を適地と判断し、所有者と売買交渉をしていたところ、話がまとまったため本申請をなされました。

車両の出入口部分を除く、隣地との境界には、コンクリートブロックを設置し、北側道路高に合わせ、最大40cm程度の盛土を行います。

雨水排水は、敷地内に集水枡を設置し、北側の道路側溝に放流される計画となっています。

隣接地は、道路および申請者の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書および残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号8番は、大阪府箕面市に事務所を有し、バイオテクノロジー関連、理化学機材の販売事業を営む法人こと譲受人が、露天資材置場を目的として、譲渡人が所有する下笠町地先の田1筆1,234㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、隣接地に自社工場があり、製造された資材を保管する資材置場の確保が必要になり、当該申請地を適地と判断し、所有者と売買交渉をしていたところ、話がまとまったため本申請をなされました。

隣地との境界は、既存の擁壁およびコンクリートブロックを流用します。造成等はなく、整地をされる程度で、雨水排水は基本自然浸透で対応されますが、余剰水は敷地内に雨水枥を設置し、北側の道路側溝に放流される計画となっています。

隣接地は、宅地、道路および申請者の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書および残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上8件、添付書類等確認いたしましたますが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果な

らびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号1番 奥村厚夫委員、お願いします。

1番 奥村 議第8号と関連した案件になります。内容につきましては、事務局から説明がありましたとおりです。問題ないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 番号2番と3番の案件につきましては、議席番号4番 角井廣司委員お願いします。

4番 角井 番号2番と3番の案件は同じ場所にあります。3月19日、山本推進委員さんと現地確認をいたしました。事務局から説明がありましたとおりです。周辺にあります水路が、重機等によって破損する恐れがありますので注意をしてくださいと申し添えをいたしました。よろしくお願いいたします。

会長 番号4番と5番の案件につきましては、議席番号6番 中瀬康夫委員お願いします。

6番 中瀬 内容につきましては、事務局から説明がありましたとおりです。3月20日、山岡推進委員さんと現地確認をおこないました。4番5番ともに露天資材置場で申請をされました。

会長 番号6番と7番の案件につきましては、議席番号7番 私、今井修が説明いたします。

7番 今井 内容につきましては、事務局から説明があったとおりでございます。3月11日、平井推進委員さんと現地確認をいたしました。6番の案件につきましては、専用住宅ということで、親子の関係でございます。隣地の承諾もきちんと得られております。7番の案件につきましては、6番の案件の場所に隣接しております。露天資材置場ということで、周囲の隣地承諾は不要となっております。両案件とも問題ないと判断いたしました。

会長 番号8番の案件につきましては、議席番号8番 田中実委員お願いします。

8番 田中 内容につきましては、事務局から説明がありましたとおりです。
西側に譲受人の工場がありまして、資材を置く場所が手狭になってきたため、新たに購入をされて資材を置くということでもあります。現状耕作放棄地

のようになっておりますが、特別整備はしないで管理していくということであります。問題はないと判断いたしまして署名させていただきました。

会長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第9号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から8番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第9号農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、番号1番から8番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 14時50分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和8年4月

会 長 今井 修

署 名 委 員 杉江 善博

署 名 委 員 田中 実